

令和元年 8 月 6 日

第 6 回郡山市簡易水道料金審議会

答申書（素案）からの修正点について

1 誤字・脱字・数値誤り等の訂正

2 項目の整理（項目名「1 はじめに」を追加、以下項目番号繰り下げ）

3 文言・表現の整理

4 図表データ（グラフ等）の追加

◆現状等を統計上の数値等で表す場合、グラフや図表のデータ参照を可能とした。

5 審議会での意見等を踏まえた主な修正点

◆意見「2 (1)「料金水準について」の「簡易水道料金の上限は上水道料金水準の 9 割までとすべき」とはどの様な考えなのか。」

⇒「9 割程度」の根拠が、地方債償還が終了する令和 11 年度の財政推計において料金回収率 100% となるための料金水準が現行上水道の約 88% であることに基づいているが、答申としては意図的なものを感じられる表現でもあるため、「資本的経費である地方債償還金を除き、当面事業を運営できるだけの費用を賄える料金水準を目指すべきである」と修正する。

◆意見「料金算定期間を 10 年と厳格に規定するのではなく、10 年間の数字（財政見通し）を見極めた上で、当面 4 か年の料金を決める方が整理としては合理的ではないか。元々市長等の任期が 4 年というのもあり、責任を全うし得る期間でもある。」

⇒①「2 (2)算定期間について」を「3 (2)算定に係る期間の考え方について」とする。

②算定期間を 10 年間とするのではなく、「基本的には 4 年程度が望ましい」旨を記載する。

③「4 年間で目指すべき水準に料金改定するのは困難である」ことを述べた上で、「10 年間の財政とその間の段階的な料金改定の見通しを持つべきである」とする。

◆意見「これまで経営状況等知らなかったという実情がある。地域の利用者に対しては良く説明し、理解してもらう必要がある。」

⇒3 (4)「料金の改定に当たって配慮すべき事項」を追加し、これまでの経緯・背景等を踏まえつつ、十分な利用者への説明、周知を図るべきである旨記載する。

◆意見「自立できるような水道料金体系が実現できていない点では、引き続き市の一般会計からの繰入等の関係は残っていくものと思う。今回議論している状況について財政当局と協議を進めて欲しい。」

⇒3 (5)「料金改定後の経営に当たって」を追加し、一般会計からの繰入金による支援は今後とも一定程度必要であること、そのためには事務効率化による歳出削減等、一層の経営上の努力が求められる旨記載する。